

駐車場法施行令の一部改正（概要）について

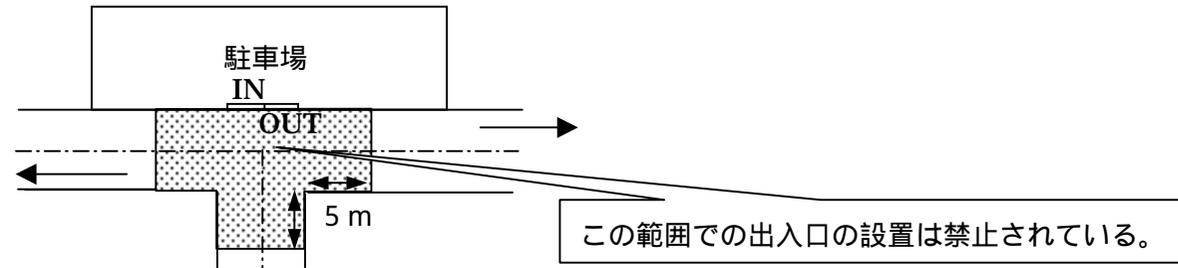
交差点等における路外自動車の出口又は入口の設置禁止に関する規定の改正

現行規制

（令7条1項） 自動車の出口及び入口は、道路交通法第44条各号に掲げる道路の部分等に設けてはならない。

- ・ 交差点内及び交差点側端5メートル以内の道路部分には路外駐車場（500㎡以上）の出入口の設置は禁止されている。

（例）



改正後

交差点の側端及びそこから5メートル以内の道路の部分であって、国土交通大臣が関係の道路管理者及び都道府県公安委員会と協議して、道路の円滑・安全の確保に支障がないと認めるものについては、路外駐車場の出口又は入口の設置禁止に係る規制の適用外とする。

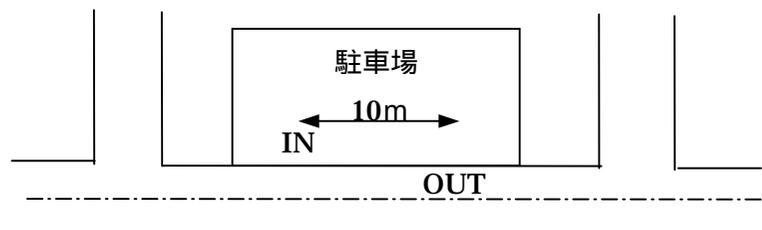
（令7条2項及び3項の改正）

路外駐車場の出口及び入口の10メートル以上離隔に関する規定の改正

現行規制

(令7条5項) 自動車の駐車のために供する部分の面積が6000㎡以上の路外駐車場にあっては、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10メートル以上としなければならない。

- 大規模駐車場(6000㎡以上)の出入口では、右折出庫車両と右折入庫車両との錯綜を防ぐため、出入口を10m以上離隔して設置しなければならない。



改正後

前面道路が中央分離帯等によって往復の方向別に分離されている場合には、出口及び入口の10メートル以上離隔に係る規制の適用外とする。

